

報 道 発 表 資 料
平成 21 年 8 月 25 日 17 時 00 分
気 象 庁

緊急地震速報（警報）の誤報について（第 2 報）

本日（8 月 25 日）06 時 37 分頃、誤った緊急地震速報（警報）を発表した原因についてお知らせします。

今回の誤報の原因は、千葉県南房総市にある「千葉三芳」の地震観測点から異常な振幅値のデータが送られてきたことにより、地震の規模を過大に見積もったためです。異常なデータが送られた原因は、昨日（8 月 24 日）実施したソフトウェア改修に不具合があったためと判明しました。

「千葉三芳」の地震観測点は震度計の機能も有しています。昨日は、この震度計機能についてのソフトウェア改修を業者により実施しました。この際、改修対象とはなっていない緊急地震速報処理についても業者により作業が行われ、その作業の結果ソフトウェアに不具合が生じ、振幅を過大に送るようになっていたものです。

今後このようなことがないように、業者への指導を徹底し、改修前後のソフトウェア等の比較結果についても業者から報告させるとともに、気象庁としてもその内容を確認することにより、再発防止に努めていきます。

なお、現在「千葉三芳」観測点については、正しいソフトウェアに復旧させ、運用を再開しております。

<参考>

緊急地震速報（警報）は、震度 5 弱以上が予測される場合に発表されるものです。

本件に関する問い合わせ先：地震火山部管理課 03-3212-8341(内線 4504)